

学校法人植草学園役員・評議員報酬及び退職金等規程

[制 定 平成11年3月30日]
[最近改正 令和 7年1月23日]

(目的)

第1条 この規程は、学校法人植草学園（以下「学園」という。）の寄附行為に定める役員（理事及び監事をいう。以下同じ）・評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 理事には、理事報酬及び学園が必要とする会議等に参加するための経費（以下「交通費代」という。）を支給することができる。

2 監事には、監事報酬及び交通費代を支給することができる。

3 評議員には、交通費代を支給することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学園の職員の身分を有する理事及び評議員には、理事報酬・評議員報酬及び交通費代を支給しない。

(報酬額及び支給方法等)

第3条 役員・評議員報酬及び交通費代の額並びにその支給方法は、次のとおりとする。

区分	報酬等の額	支給方法
理事報酬	年額 100,000 円	6月及び12月に年額の2分の1の額を支給
監事報酬	月額 50,000 円	月毎に支給
評議員報酬	会議等出席1回当たり 12,000 円	
交通費代	実費	会議等に対面で出席した月毎に支給

2 役員・評議員報酬及び交通費代は、通貨で直接本人に支払う。この場合において、法令に定めがあるものは、これを控除して支払う。

3 前項の規定にかかわらず、役員報酬及び交通費代を当該役員の同意を得て、本人の指定する預金口座に振り込むことにより、これを支払うことができる。

(退職金)

第4条 退職金は、支給しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則（平成11年3月30日理事会承認）
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日理事会承認）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日理事会承認）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日理事会承認）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日理事会承認）
この規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月23日理事会承認）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(役員・評議員の報酬・交通費代及び退職金の扱いを定めるための改正)